

湖西市農業委員会議事録 (2 月)

招 集 年 月 日		令和 6 年 2 月 15 日（木）							
招 集 の 場 所		防災センター 2 階							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2 月 15 日(木) 午後 2 時 00 分				議長	内山 吉朗		
	閉 会	2 月 15 日(木) 午後 3 時 05 分				議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○			
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	▲			
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○			
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○			
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	▲			
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○			
	7	石田 浩章	○						
	8	高須 俊夫	○						
会 議 録 署 名 委 員		5 番		疋田 晃久		8 番		高須 俊夫	
職務のため出席 した者の職氏名		局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴		次 長		吉田 善行	
会 議 に 付 し た 事 件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 非農地証明願について 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 3 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 4 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 5 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							
備 考									

議 事 の 概 要

(令和 6 年 2 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 10 番山本晴夫委員、13 番太田達男委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 12 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 2 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 5 番の正田晃久委員、8 番の高須俊夫委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 8 件です。

申請番号 9 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 9 番及

び図面の No.1 です。申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、10075 m²の農地を年間 150 日以上世帯 2 人で耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については里芋、さつまいもを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

2 月 6 日に現地確認してきました。この申請地の東側の畑を 2 か月前に所有権移転で[REDACTED]の[REDACTED]さんが耕作しているところで、その繋がりで今回の申請地の畑を耕作することなので、特に問題はないと思います。以上です。

事 務 局

続きまして申請番号 10、11 番について一括して説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 10、11 番及び図面の No.2 です。10 番の使用借人は[REDACTED]に本社を置く、農地所有適格法人の要件を満たす法人で、下部農地の耕作を行う者です。11 番の区分地上権者は[REDACTED]に本社を置く法人で、太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の設置にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]のところに位置する農地です。審査をしたところ、使用貸借権については、権利取得後については榊を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事 務 局

続きまして申請番号 12 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 12 番及び図面の No.3 です。申請地は、[REDACTED]に位置する利用権設定されている農地で、今回譲渡人との間で売買につ

いて合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、6800 m²の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてもイチゴを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

2月8日に小原推進委員と現地を確認してきました。この場所につきましては、イチゴのハウスが建っている場所で、この入り口というものが今回申請されたところなんですけども、既に現地としてはこのような状態で確保されています。今回この場所が確保できたということで申請だということで、特に問題はないと判断しました。以上です。

事務局

続きまして申請番号13番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号13番及び図面のNo.4です。申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、8533 m²の農地を世帯3人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてもみかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

同じく2月6日に松井推進委員と現地確認してきました。今回改善されたということで見に行ったんですけど、ぱっと見、どこがどう改善されたのかなという思いです。まだ碎石はあるし、確かにみかんは1つなっていたんですけど、ちょっと判断しかねるので皆さんの意見を聞きたいと思います。

事務局

続きまして申請番号14番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号14番及び図面のNo.5です。申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、1360 m²の

農地を世帯 3 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても玉ねぎを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。高須委員、補足説明をお願いします。

高須委員

2 月 10 日に深田推進委員と現地を確認しに行ってきました。東側は道路で南北は畑、西側は[]で、該当の箇所の一部には木が生えているんですけど、奥の方は整地されていますけど、これをやるだったら木を切って耕せばそのまま使えると思います。周りはずっと畑でございますので、そのまま耕作して問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 15 番について説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 15 番及び図面の No.6 です。申請地は、[]に位置する農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、15571 m²の農地を世帯 3 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても水稻を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。高須委員、補足説明をお願いします。

高須委員

2 月 10 日に深田推進委員と現地を確認しました。これは同じように、東側が道路、南北と西が田んぼで今耕作しとって、該当の箇所も稲作って刈った跡があって、全く周りと同じようになっただけで、ずっと田んぼになっているので、そこをそのままやるだったら全然問題ないなという感じで、トラクターが入るところもあるし、そのままやってもらったら問題ないと思いました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 16 番について説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 16 番及び図面の No.7 です。申請地は、[]に位置する農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申

請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、5626 m²の農地を1人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても柿を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員 先日佐原推進委員と現地確認をしてきました。現況で柿の木が植わっておりまして、収穫をちゃんとしている状況は現地が近所なので確認しています。譲受人と、譲渡人は兄弟ということで、譲渡人が[]にお住まいで管理しきれないということで譲受人に贈与するという話をちょうどそこにいた地主さんから伺っております。作るものも変わりませんし、元々この譲受人の方が管理していたので問題ないと考えます。以上です。

事務局 以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 それでは、申請番号13番について、申請者代理人の[]行政書士がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、[]行政書士を入場させてください。

(申請者代理人入場)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

申請者代理 行政書士の[]と申します。お時間いただきましてありがとうございます。今回の申請の経緯なんですけども、申請地につきまして登記簿謄本にあるとおり、平成11年に一度所有権移転の仮登記をつけています。この時に農地法の許可が取れるであろうということで当事者間で売買の契約をして、農地法の許可を条件とした仮登記がこちらでついていました。仮登記をしたんですけど結局場所的にも農地法の許可がなかなか取れないで、しばらくはそのままになっていて、駐車場の横だったものですから碎石が飛んだり、使われてしまったりだとかで、碎石が残っていたり草むらにはなっていますが、これで所有者さんとしてもやれないということというのはようやく理解されたと

いいですか、難しいということになりまして、今現状としてここでできることの最大限としてみかんの木を植えられて、これだけで畑として使っていくということでやってはいたんですけれども、なかなか面積とみかんだけをやっていくには場所も離れているんで難しいということで、買主さんが誰かやってくれる方を探していました。その際に■■■■さんという方が農業をされていたもんですから、その方がじゃあ私購入しますよということで、今回農地法 3 条の申請をさせていただきました。以上が経緯となりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 質問・意見のある委員は述べてください。

山本委員 これ前回もあがってきた案件だと思うんです。現地確認に行くにあたって、現状は改善されたので行ってくださいという状況で行ったと思います。自分の記憶の中で申し訳ないですけど、現状を改善したという改善点をこういう風にしたいということがもし分かればというのと、ここをこういう風にしたいじゃないかということを前回ご提案したと思うんですけど、それが改善されていない状況で今迷っているというのがこちら側の意見だと思います。売買なのでその後■■■■さんがその条件をのんで直してくれるのかというところの問題だと私は思いますが、どのような状況でしょうか。

申請者代理 前回申請させてもらった時に、なかなかうまく現場ができていなかったというのと、買主さんとしてはきちんとやっていくということで確認はとれていますので、農業として耕作していくということは確認しています。

山本委員 これ変わってないですよ。草を枯らしたただけですよ。
 これ碎石が混ざっちゃっているような状態なので、現行農地のまま駐車場にしたということでユンボ若しくはいろんなもので、上の碎石だけのある程度はがしてということすらやらないという風に見えちゃうんですよ。一番簡単な改善方法としては、前回も言いましたけど、上をちょっと碎石をある程

度寄せていただいて、そういったところが見えれば畑だとは思いますが、このままの状態だと駐車場に穴掘って木を植えたというだけの話で、その前の話もあるので、わかりますよね。それだけのことだと思うんですけど、それすらできなかったら管理なんてできないですよね。私の意見としてはそうなんですけど。

申請者代理 私の方からしっかりやらせますので、すみません。

議 長 他にございませんか。

(質問がないか確認)

それでは、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(申請者代理人退場)

それでは、これらの案件について何か質問はございますか。

菅沼委員 皆の意見としてこのままじゃということであれば、客土して畑として見えるように条件を付けてというのが一番良いのかなと思います。

三浦委員 写真で見る限り、植えて1年以上経っているような雰囲気が見られて、管理はされているような感じが見えて、現状努力をされているのが伺えるので、努力義務でどうかと私は思います。

山本委員 元々駐車場でこういう風に変えると言って、そこをユンボで掘って山にして苗を植えた状態で1年経つとこういう風になってきて、これで改善されたと言われたから、これは改善していないでしょ、そのまま放っておいてくださいという、だからそのあたりをどういような判断にするか、条件付きの許可かなと。

議 長 他にございませんか。

(質問がないか確認)

それでは、まず条件付きの許可で話を進めるということでよろしいですか。

(異議なし)

では、先に条件を決めて、採決をとることとします。

この件に関しては、碎石を除去していただくことを条件として採決をとってよろしいですか。

(異議なし)

それでは、申請番号 13 番については、条件付きで本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、申請番号 13 番につきましては、条件付きで原案どおり承認することとします。

その他の申請について、質問はございませんか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 5 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 8 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 8 番、図面は戻りまして No. 2 です。賃借人は、XXXXXXXXXXで太陽光発電事業を営む法人で、この度営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の申請に及んだものです。申請地は、3 条の 10、11 番で説明しましたとおり XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX のところに位置する農地です。審査をしたところ、事業計画は 1 枚あたり 430 w、1.998 m²の太陽光パネルを 188 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1,585 m²のうち支柱部分 0.27 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は榊を 10a あたり 676 株作付する予定となっており単収見込みが適当であること、雨水は自然浸透させることから、周囲への影響は軽微である

と判断しました。また、下部農地の営農計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が提出されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

2月7日に藤下推進委員と現地確認しました。ここは不耕作の田んぼで、枯れた葦が一面茂っているところなんですけども、この周りの田んぼの状況が全てそういう風で、ここがまた耕作されれば問題ないかなと思います。ただ一点、これを現地確認するにあたって、昨年度今回の申請地の道を挟んだすぐ右側に既に営農型太陽光で櫛を植えているんですけども、この見に行った日がちょうど2日前くらいにかなりまとまった雨が降った後だったので、櫛が田んぼで水捌けが悪いということを考慮して波板で囲ってあっても、その一面が水がついているという状況でして、事務局にも報告したところ、この法人に連絡をとっていただいて、対策をしてくれるということをこちらに連絡をくれたんで、さらにその5日後にもう一回確認に行きましたら、ユンボで掘ったであろう水路というか水がずっと櫛の通りごとにきってあって、水はそちらの方に引いているというか、まだ多少その水自体にはついていましたがそういう状況でした。今回の申請も雨水は自然浸透でということでありますけども、そういう田んぼの場所によってはついたりするという場所もあるかと思うので、申請そのものは良いんだと思いますが、耕作という意味では今後観察しながら場合によってはその都度業者に対応してもらような対応が必要じゃないかなと思いました。以上です。

事務局

続きまして申請番号9、10番について一括して説明します。資料は議案書の5ページ、番号9、10番、図面はNo.8です。申請者は建設業を営む者で、この度資材置場を設置するための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]のところに位置し、森林で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計517㎡に碎石等の資材置場を設置する計画であり、転用規模は適

当と思われます。排水計画は、雨水は道路側の土側溝へ排出させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。正田委員補足説明をお願いします。

正田委員

14日に荻野推進委員と現地を確認してまいりました。現地は[]地区から[]に繋がる道沿いの畑です。2、3か月前に、非農地証明の案件があったところの一つ南側の畑となります。非農地証明と同様に4、50年前から耕作されておらず、一帯が山林化しています。事業計画として、道路と畑の間に段差があるんですけどスロープを付けて、雨水は道路側の側溝に流し込む計画となっています。周りは山林化しているので、周りへの影響はないかと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第6号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第7号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

非農地証明願について申請は1件です。申請番号2番について説明します。議案書の7ページ、番号2番、図面のNo.9、別添資料2をご覧ください。申請者は、[]にお住まいの[]さんです。申請地は[]のところに位置します。現状は山林で非農地となった経緯は、1990年頃迄耕作しておりましたが、高齢に因り耕作が出来なくなり放置していました。とのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「そ

の土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員 2月7日に石田推進委員と現地を確認しに行きました。この申請地は、東側に[]の駐車場になっており、西が川になっております。僕が記憶している中でも何十年も耕作されていない土地になっておりました。また、ここに入る道もなく、今後農地への復元は簡単ではないと思われますので、特に問題はないかと思います。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第7号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第8号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書9ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が9筆あります。県の農業振興公社が6187㎡の農地を2名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[]に本社を置く[]と、[]に本社を置く[]に分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願い

いたします。全員の賛成によりまして、議案第 8 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案書 11 ページをご覧ください。報告事項第 3 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 4 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページから 17 ページをご覧ください。報告事項第 5 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 6 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局

次回の定例会は、3 月 15 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

(その他連絡事項)

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 2 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 3 時 05 分
